令和２年度

無線システム普及支援事業費等補助金

（衛星放送用受信環境整備事業）

公　募　要　領

目　次

頁

１　事業の目的・補助対象事業について　　　・・・・・・・・・・・　２

２　助成事業等について　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・　４

３　採択決定後の措置について　　　　　　　・・・・・・・・・・・　４

４　評価の内容について　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・　６

【参考資料】

自社調達又は１００％子会社等から調達を行う場合の利益排除

（別添）

応募書類の提出等について

１　事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

　　　衛星放送は衛星より送信された12GHz帯の電波を各建物に設置されているアンテナで受信し、LNB(Low Noise Block)により同軸ケーブルによる伝送に適した中間周波数帯（BS・CS-IF）に変換した後、集合住宅や宅内での配信による損失を補うためにブースタにより増幅され、適宜分配器により分配されることで、各戸や宅内の各部屋のテレビ用壁面端子まで同軸ケーブルにより伝送されているが、中間周波数帯の電波が漏洩し、重複する周波数を用いる他の無線システムへの有害な干渉を生ずる例が報告されています。

従来の衛星放送の中間周波数帯は約1～約2GHzですが、平成30年から新しく始まった衛星による新４Ｋ８Ｋ衛星放送（左旋円偏波を利用）の中間周波数帯は約2.2～約3.2GHzに拡大されたことから、すでにサービスを実施している他のサービスとの共用における懸念が指摘されています。

本事業は、他の無線システムに影響を及ぼすことが懸念される衛星基幹放送用受信設備を改修し、適切な受信環境を整備することを支援するために実施するものです。

(2) 補助対象事業

　　　「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成１７年１１月２６日総基移第３　８０号。以下「交付要綱」といいます。）」[[1]](#footnote-1)に基づき、衛星放送用受信環境整備事業として、次に示す事業のうち（イ）中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う事業が補助対象となります。

（ア）中間周波数漏洩対策事業

平成２９年５月１１日（以下、「基準日」という。）において設置されている右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備（基準日において電波法第三章に定める技術基準に適合していないものを除く。）であって、基準日の翌日以後に右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送と同時に左旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるための改修を行う事業であって、受信者等が行うもの

（イ）中間周波数漏洩対策事業費補助事業

中間周波数漏洩対策事業に対し、経費の２分の１に相当する額（助成金の公平かつ効率的な運用が図られるよう留意すること。）を助成することによって中間周波数漏洩対策事業を支援する事業並びに衛星放送用受信環境整備事業に係る周知・広報、相談・支援及び調査・分析等その他衛星放送用受信環境整備事業の円滑な推進のために特に必要な事業であって、法人が行うもの

※「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うこととなります。そのため、応募者は当該交付手続に関する規程類を設けていただくことになります。

(3) 事業規模

　　　１，０９３，４７９千円

(4) 補助率

　　　定額

(5) 補助事業の期間

　　交付決定日から令和３年３月３１日までとします。なお、複数年（複数年度）の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

　(6) 補助金の交付の対象となる経費

　　・以下に具体的な経費の費目の例を示します。

　　・各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。

　　・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

　　・なお、実施主体となる者が、業務委託費以外の経費により業務委託費に例示している費目を自ら実施することを妨げません。

|  |
| --- |
| 補　助　対　象　経　費 |
| 経費の区分 | 内　容 |
| (1)助成費 | 中間周波数漏洩対策事業の実施に必要な助成金の額［令和２年度における想定規模］技術基準に適合しない衛星放送用受信設備の改修：約３万１千世帯 |
| (2)事務費 | 中間周波数漏洩対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費1. 労務費

・中間周波数漏洩対策事業費補助事業に従事する者等に対する労務費（各々の労務費は、基本給のほか、賞与、家族手当、住居手当及び法定福利費を含み、退職金を除く。）1. 業務委託費

・中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う上で必要な業務に係る業務委託経費(ｱ)審査業務中間周波数漏洩対策事業に対する助成金の交付処理に係る審査等に要する経費(ｲ)講習会開催中間周波数漏洩対策事業を進めるための講習会の開催等に要する経費（全国約90箇所での開催を想定）(ｳ)電波漏洩相談窓口中間周波数漏洩対策事業の円滑な実施のための相談窓口の設置等に要する経費(ｴ)電波漏洩実態調査中間周波数の漏洩及びその対策工事の実態調査等に要する経費1. 諸経費

・事務処理経費（文献購入費、通信・運送費等）、賃料、旅費、漏洩周知広報費、ＷＥＢ関連経費、一般管理費等・(1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額・その他中間周波数漏洩対策事業費補助事業を実施するために必要な諸手続等に要する経費 |
| ※１）費目案件毎に関係証憑書類を時系列（助成費にあっては交付申請/交付決定/実績報告/額確定通知等、事務費にあっては仕様/相見積/発注/納品/検収/請求/支払等）に整理・保管すること。※２）小数点以下の端数処理方法は、原則として、小数点以下第１位を切り捨てること。※３）外注等する場合には一般競争に付すこととし、一般競争に付すことが困難等である場合には随意契約を行う客観的かつ合理的な選定理由書等を整備すること。※４）労務費について、原則として、従事実績が分かる資料を元に実績単価計算又は健保等級単価計算により算出した額を踏まえた安価かつ効率的な経費を計上すること。※５）業務委託を行う場合は本公募要綱を踏まえて補助事業者同等の経理処理を行うよう委託先を指導し、安価かつ効率的に執行すること。※６）周知広報について、より効果的なものとなるようあらかじめ方針を定めた上で実施すること。※７）一般管理費率について、上限を10％として、直近の確定決算等により算出した一般管理費率が10％を下回る場合はその割合（小数点以下第２位を切り捨て）を用いること。 |

２　助成事業等について

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」その他関係法令、交付要綱及び応募者が設けていただく交付手続に関する規程類に基づき、以下の各事業に係る助成事務を遂行していただきます。なお、特にこれらの事業の遂行に当たっては、総務省、放送事業者その他関係団体からの意見も踏まえてその遂行に努めていただきます。

３　採択決定後の措置について

　(1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の評価の結果、交付要綱に基づく審査及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、予算成立ののち速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本提案により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご留意ください。

　(2) 補助金の交付

　　　交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、精算払いとなります。

　　　なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査等）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした提案をお願いします。

　　　ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得た上で、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び１００％子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です【参考資料参照】。

　(3) 成果の帰属

　　　補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただくか、又はインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承願います。

　(4) その他

・補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了するものに限られます。

・補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。

・今般の新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、講習会や打ち合わせ等の実施に際してはＷＥＢ会議システムの活用等をはじめとした感染防止策を講じて下さい。その場合にあっても安価かつ効率的な実施形態となるよう留意して下さい。

・中間周波数漏洩対策事業に対する助成金の交付処理にあたっては、書面や電子メールだけでなく補助金申請システム（Jグランツ）を用いた処理にも対応いただきます。

・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者に帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。

・本補助事業の実施期間中や終了後、総務省担当職員等が経理処理状況等を確認するための検査を随時行いますので、本件検査やその指摘等には誠実に対応して下さい。

・本補助事業の実施にあたっては、補助事業者が有する個人情報管理体制に係る規程（補助金交付申請時に総務省への提出が必要）に基づき、個人情報の適正な取扱いを図ることが必要となります。

・本補助事業の一部を外部に委託又は請負する場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）その他の法律の趣旨を踏まえた契約をお願いします。特に、個人情報の取扱に係る業務を外部に委託又は請負する場合には、補助事業者が有する個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む契約を締結し、契約書の写しを総務大臣に提出していただきます。

・本補助事業の一部を外部に委託又は請負した場合には交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託又は請負に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。なお、二重補助（例：同一の者が多重契約を締結し、１の事象について多重補助を受けるなど）は認めません。

・受信設備の改修の内容が、有効性（中間周波数漏洩対策事業によって、衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備が電波法第三章に定める技術基準に適合することとなるものであること）及び公平性（技術基準に適合するために、必要最低限の工事であること）の観点に照らして妥当であると判断されるものが助成対象となります。

・補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称及び商標（商標法（昭和３４年法律第１２７号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができます。

４　評価の内容について

　①　基本的事項

　　ア　補助事業者としての適格性

　　　　本事業の実施機関として適格な法人（法人の連携主体を含む。）であるか。

　②　実施体制

　　ア　補助事業の実施体制

　　　　本事業を全国で実施するための人材や組織体制があり、かつ、できるだけ早期に事業の着手が可能であるか。

　　イ　補助事業の連携体制

　　　　関係機関・団体との連携体制を確保できるか。

　　ウ　コンプライアンス・個人情報・情報セキュリティの体制

　　　　コンプライアンスの管理体制が適切に整備されているか。

　　　　個人情報の管理体制については、組織内の体制の構築、第三者機関からの認定等により適切に整備されているか。

　　　　情報セキュリティ確保のための適切な対策を講じているか。

　③　事業計画

　　ア　事業計画の具体性・実現性等

　　　　事業計画の内容が妥当なものであるか。

　④　財務・経理

　　ア　財務状況

本事業を実施するための財政的基礎があるか。

　　イ　資金管理・監査

　　　　補助金を適切に管理できる体制を備えているか。

　　ウ　補助対象経費の妥当性

補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

【参考資料】自社調達又は１００％子会社等から調達を行う場合の利益排除

**（１）　補助事業者の自社内から調達を行う場合**

　　　調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

　　①　経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。

　　②　カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記（２）１００％子会社等から調達を行う場合と同様とする。

**（２）　１００％子会社等から調達を行う場合**

　　　補助事業者が、１００％子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。



**（３）　留意事項**

　　　①　期間中の変更について

　　　　　期間中に出資比率が変動して、新たに１００％子会社等となった場合又は１００％子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。

　　　②　一般競争入札による調達の場合

　　　　　１００％子会社等を含まない２者以上の応札の結果、１００％子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

　　　③　一般競争入札以外の方法による調達の場合

　　　（ⅰ）　相見積もりをとらない場合

　　　　　　　利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

　　　（ⅱ）　相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

　　　　　　　１００％子会社等を含まない２者以上の相見積もりを他にとった場合、１００％子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

総務大臣　殿

提案者　法人の住所、氏名及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その代表者の氏名　　　　　　　　　印

令和２年度無線システム普及支援事業費等補助金の応募について

（うち　中間周波数漏洩対策事業費補助事業）

令和２年度無線システム普及支援事業費等補助金（うち　中間周波数漏洩対策事業費補助事業）について、下記のとおり応募します。

記

１　提案事業名

２　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円

　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　事業完了予定日

　　完了予定日　　令和　　年　　月　　日

別紙１

　　　事　業　計　画　書

１　応募者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 設立年月日 |  |
| 代表者の役職及び氏名 |  |
| 人　員 | 　　　　　　　　　　　人 |
| 現在の活動内容 |  |

２　事業内容等

|  |
| --- |
| 事業の名称 |
| 事業の概要 |
| 応募の背景・事業の目的 |
| 事業の実施体制 |
| 関係機関・団体との連携体制 |
| コンプライアンス・個人情報・情報セキュリティの体制 |
| 事業の実施内容※ 評価事項のうち特に「③　事業計画」について留意しながら記載すること。 |

別紙２－１

経　費　配　分　書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の区分 | 経費の区分 | 補助事業に要する経費 | 備　考 |
| 中間周波数漏洩対策事業費補助事業 | 助成費 |  |  |
| 事務費 |  |  |
| 合　計 |  |  |

別紙２－２

補 助 対 象 経 費 額 内 訳 書

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 積算内訳※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。 | 金　額 |
| 助成費 |  |  |
| 事務費 |  |  |
| 合　計 |  |  |

別紙３

事業実施計画（スケジュール）

　本事業の開始から令和２年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載して

ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | ７月～９月 | １０月～１２月 | １月～３月 |
|  |  |  |  |

（別添）

応募書類の提出等について

衛星放送用受信環境整備事業への応募については、次のとおりとさせていただきます。

(1) 受付期間

　　　令和２年４月２７日（月）～令和２年５月２７日（水）１７時必着

(2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本１部、副本１部（正本をコピーしたもの）の計２部を、上記期間までに総務省情報流通行政局放送技術課まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

　　　応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

　　　　〒１００－８９２６

　　　　東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎第２号館１１階

　　　　総務省　情報流通行政局放送技術課開発係

　　　　電話：（代表）０３-５２５３-５１１１

（直通）０３-５２５３-５７８７

(4) 提出書類について

　　①　事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、令和２年度中に支出される経費を記載してください。

　　②　提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはＡ４判、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。記載はワープロ打ち、フォントは１０ポイント以上とします。必要に応じて電子データでの提出をお願いする場合もあります。

　　③　以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各１部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。

④　応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。

なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

　　⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。

⑥　「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、評価用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意ください。

＜提出書類一覧＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 書　類　名 | 様式 |
| □　応募書類 | 様式第１ |
| □　事業計画書 | 別紙１ |
| □　経費配分書 | 別紙２-１ |
| □　補助対象経費額内訳書 | 別紙２-２ |
| □　事業実施計画（スケジュール） | 別紙３ |
| 添付資料 | □　応募者の概要が分かるもの（パンフレットなど）□　定款又は寄付行為□　出資者及び役員の一覧が記載されている書類□　最新の決算報告書（３年分）□　個人情報保護管理体制等に関する規程□　その他評価の内容を満たすことを証する書類（任意） |  |

（注）提出書類及び添付資料は、正・副各１部を提出してください。

(5) 採否の通知等

　　　評価結果（採択又は不採択）の決定後、放送技術課から速やかに通知します。

　　　※採択された事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 公募スケジュール（予定）

　　　４月２７日（月）～５月２７日（水）公募受付期間

　　　６月上旬　　　　　　　　　　　　　公募評価

　　　６月中旬～　　　　　　　　　　　　採択決定

1. 必要に応じて改訂。 [↑](#footnote-ref-1)